

大和市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 1 2 月 2 5 日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第 5 2 号

大和市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市職員の職の設置に関する規則（昭和 4 0 年大和市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表出先機関、社会福社会館の項を削る。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日から施行する。